

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付で請求人に対してした、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第20条に規定する受給期間を経過しているため基本手当の受給資格の決定を行わない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在のB会社C支店（以下「事業所」という。）を離職した。請求人は、妊娠、出産及び育児の理由で引き続き30日以上職業に就くことができない状況になったことから、同年〇月〇日に公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）へ基本手当の受給期間の延長申請を行った。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日に公共職業安定所へ出頭し、受給資格の確認を求めた。安定所長は、同日、提出された雇用保険被保険者離職票－1及び雇用保険被保険者離職票－2（以下「離職票－2」という。）並びに受給期間・教育訓練給付適用対象期間延長通知書の内容を確認したところ、法第20条に規定する受給期間が経過していることから、求職の申込みをしても受給資格は認められないとして、請求人に対して法第20条不該当処分（以下「本件処分」という。）を行った。

請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、同年〇月〇日付でこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした基本手当の受給資格の決定を行わない旨の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の付加的判断

(1) 法第20条第1項では、基本手当の支給を受けることができる期間（受給期間）は、受給資格に係る離職の日の翌日から起算して原則として1年間と定められているが、受給期間内に妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない場合には、受給期間を最長4年まで延長できるとされている。

(2) 請求人は、平成〇年〇月〇日に事業所を離職したのであり、受給期間は最長でも平成〇年〇月〇日までとなるところ、これを徒過した同年〇月〇日に受給資格の確認を求めたものであるから、これに対して安定所長がした本件処分は法に則った適正なものであると認められる。

(3) しかるに、請求人は、受給期間を徒過したのは安定所における説明が適切になされなかったことが原因なのであるから受給資格の決定をするべきであると主張するものであり、この点について、以下検討する。

(4) 請求人は、安定所の職員から具体的な受給期間の延長期日について説明はなく、請求人から質問したところ、「子供の3歳の誕生日の前々日までですよ」との回答が口頭であったのみであり、このことについて請求人は記録を残していないと述べている。一方で、安定所長は、請求人に対しても当時のパンフレットにより適切に説明したとしており、当審査会としては、安定所における説明の態様及び内容に不備があったか否かについての判断は困難であると言わざるを得ない。

しかし、請求人には、少なくとも安定所長が交付した離職票-2の裏面によ

り、受給期間が最長4年間であることも含めて、失業給付を受けるに当たっての説明がされていることが認められる。請求人の主張から、請求人はこれを読んでいなかったものと推認されるも、当審査会としては、法の不知を理由に救済を認めることはできないものである。

(5) したがって、請求人は、事業所を離職して以降、雇用保険に関する一連の手続の中で、受給期間については、適切に教示を受けていたと判断することが相当であり、請求人の主張は認められないものと判断する。

(6) なお、本件については、上記のとおり本件処分の当否を直接左右する事情は認められないものの、行政機関には、その的確な運営や適正手続の観点から、求職者に対してより丁寧な説明がなされるよう期待されていることを確認的に付言する。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした基本手当の受給資格の決定を行わない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。